

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分（8時45分～17時15分）
休憩時間	45分（12時15分～13時00分）

（注）特別な形態での勤務が必要な職員（公共施設等で勤務する職員）は、上記以外に特別な定めをしています。

(2) 職員の休暇の状況

① 年次有給休暇

職員の年次有給休暇は、一の年度につき20日付与され、翌年度に20日を限度として繰り越しができます。（一の年度につき最高40日付与）

【年次有給休暇の取得状況（令和5年度分）】

付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
16,639日	5,758.0日	437人	13.2日	34.6%

② 病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇（令和6年4月1日現在）

種類		付与期間
病気休暇		最小限度必要と認められる期間（90日以内）
特別休暇	公民権行使休暇	必要と認められる期間
	官公署出頭休暇	
	ドナー休暇	
	ボランティア活動	一の年度において5日以内
	結婚休暇	5日以内
	出生サポート休暇	一の年度において5日以内
	生理休暇	2日以内
	出産休暇	出産予定日前8週間目から出産日後8週間目までの期間内であらかじめ必要と認める期間
	育児時間休暇	1日につき2回、1回につき60分
	配偶者出産休暇	3日以内
	育児参加休暇	配偶者の出産前8週間・後1年間の期間内において5日以内
	子の看護休暇	一の年度において5日以内
	短期介護休暇	一の年度において5日以内
	忌引休暇	10日以内（死亡者との続柄により日数を付与）
	追悼休暇	1日
	妊産婦通院休暇	妊産婦の週数により付与
	妊娠障害休暇	必要と認められる時間
	妊娠通勤緩和休暇	1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
	夏季休暇	一の年度の6月から10月までの期間内において連続する3日以内
	健康増進休暇	一の年度において2日以内
	感染症休暇	必要と認められる期間
	災害休暇	7日以内
	災害時出勤困難休暇	必要と認められる期間
	災害時退勤休暇	必要と認められる期間
介護休暇		介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間
組合休暇		一の年度において30日以内

(3) 育児休業・部分休業等の取得状況（令和5年度）

育 児 休 業：3歳未満の子の育児を在宅で行うための休業（無給）

部 分 休 業：小学校就学前の子の育児を働きながら行うための休業（無給、1日2時間まで）

育児短時間勤務：小学校就学前の子の育児を働きながら行うための休業（無給、週19時間20分まで）

区分	男性職員	女性職員
育児休業取得者数	1人	3人
部分休業取得者数	0人	4人
育児短時間勤務取得者数	0人	0人

(4) 自己啓発等休業の取得状況（令和5年度）

大学等における課程の履修や国際奉仕活動に参加するための休業（無給）

区分	男性職員	女性職員
自己啓発等休業取得者数	0人	0人